

平成28年分 所得税の確定申告 平成29年度 町県民税・ 準備はお済みですか？

平成28年分の所得税の確定申告と、平成29年度の町県民税・国民健康保険税の申告時期になりました。この期間 [2月16日(木)～3月15日(水)] は申告会場が大変混雑しますので、できるだけ別表申告納税相談日程表にしたがって済ませてください。

玉村町役場「申告相談」

場所 役場3階大会議室 受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～4時

期 日	対 象 地 区		期 日	対 象 地 区	
	午 前	午 後		午 前	午 後
2月16日(木)	下新田(5丁目)	下新田(6丁目)	3月2日(木)	南 玉	斎 田
2月17日(金)	下新田(7丁目)	下新田(8・9丁目)	3月3日(金)	板 井	板 井
2月20日(月)	上新田(3丁目)	上新田(4丁目)・与六分	3月6日(月)	板 井	後箇・下茂木
2月21日(火)	上新田(角町)	上新田(新田)	3月7日(火)	上茂木	下之宮
2月22日(水)	宇貫・八幡原	上飯島	3月8日(水)	飯倉・箱石	小 泉
2月23日(木)	上之手	上之手	3月9日(木)	五 料	五 料
2月24日(金)	上之手	角 淵	3月10日(金)	川 井	上福島
2月27日(月)	角 淵	角 淵	3月13日(月)	原 森	原 森
2月28日(火)	福 島	福 島	3月14日(火)	中樋越	上樋越・飯塚
3月1日(水)	南 玉	南 玉	3月15日(水)	藤 川	予備日

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入についてお知らせ

◆社会保障・税番号(マイナンバー)制度

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続きの効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。平成28年分以降の所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

マイナンバー(12桁)の記載が必要です！ 本人確認書類の提示または写しの添付が必要です！

【本人確認(番号確認および身元確認)を行うときに使用する書類の例】

- 例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
 - 例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証などは2点以上(身元確認)
- ※控除対象配偶者および扶養親族の人の本人確認書類提示または写しの提出は不要です。

公的年金等受給の人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、申告すると税金が還付される場合もあるので確認が必要となります。所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要となります。なお、還付の申告相談は、1月より税務署で受けられます。

また、所得税の申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。なお、住民税申告は、下記のとおり事前に相談を受けられます。

期 間 2月1日(水)～15日(水) (土・日曜日、祝日を除く)

時 間 午前8時30分～正午、午後1時～5時 **場 所** 役場 税務課町民係(1階⑤番窓口)

用意する物 町県民税の申告と同様のものをご持参ください。

国民健康保険税の申告 申告相談は 3月15日(水)まで

伊勢崎税務署 ☎25-4045 / 役場税務課 ☎64-7703

所得税の確定申告

所得税の申告は、納税者自身が税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならない人が申告しなかったり、誤った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税が課される場合があります。さらに、延滞税も納めなければならないことになります。

◆確定申告をしなければならない人

- ①営業、農業、その他の事業をしている人、土地や建物を売った人、不動産収入のある人などで、平成28年中の所得金額の合計額が所得控除等(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の合計額を超える人
- ②給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える人や、年末調整済みの給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人など

◆確定申告をすると税金が戻る場合がある人

- ①源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得もあまり多くない人
- ②給与所得や退職所得のある人で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除または政党等寄付金特別控除などを受けることのできる人
- ③給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人

町県民税、国民健康保険税の申告

平成29年1月1日現在、玉村町にお住まいで、次に該当する人は申告が必要です。

- ◆平成28年中に給与所得や年金所得、退職所得以外の事業所得(営業・農業)・不動産所得などがあり、所得税の申告を必要としない人
- ◆平成28年中に所得がなく、どなたの扶養にもなっていない人

※町県民税・国民健康保険税の申告は、保険税の算定や児童手当などの給付資料となりますので、収入がなかった人もその旨を申告書に書いて申告していただいています。申告がないと所得(課税・非課税)証明の発行や保険税の軽減ができない場合がありますのでご注意ください。

持参する物

◆印鑑

◆所得の計算に必要な帳簿、書類

給与など(給与、年金、恩給、報酬)のある人は源泉徴収票、事業所得(営業・農業)・不動産所得のある人は収支内訳書、その他所得が分かる書類(配偶者に所得があって配偶者特別控除が受けられる場合は、配偶者の所得が分かる書類)

◆控除の計算に必要なもの

社会保険料(国民年金保険料など)控除、生命保険料(介護医療保険料、個人年金保険料を含む)控除、地震保険料控除はそれぞれ保険料支払証明書、医療費控除は支払いをした際の領収書・医療費の補てんを受けた金額を証明する書類、患者さんの使用するおむつは、医師が発行した証明書などとおむつの領収書

※障害者手帳または戦傷病者手帳などを持っている人はご持参ください。